

「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」 Q & A

Q 1 : 委託内容 (1) ①道徳教育に係る外部講師派遣, ②道徳教育に係る保護者・地域との連携については, 道徳教育に関係していればどのような内容を行ってもよいのでしょうか。

A 1 : 事業内容は, 全て, 本事業の趣旨に基づくものであるため, 学習指導要領に示す道徳の内容項目に即して, 道徳性を育むことができる内容でなければなりません。そのため, 例えば, 単に体験活動 (例: スキー教室やキャンプ等) を行うだけの内容では, 道徳教育の目標等に鑑みて十分な内容とは言えません。

内容については, 本事業の趣旨を踏まえて検討する必要があります。

Q 2 : 委託内容 (1) ③「私たちの道徳」の活用促進のための取組とは, どのような内容でしょうか。

A 2 : 文部科学省が作成・配布した道徳教育用教材「私たちの道徳」の活用促進のための取組を行うものです。

例えば, 本教材は, 家庭や地域との連携も念頭に作成したものであることから, 本教材の特徴や活用方法を家庭や地域に周知するための資料を作成することなども考えられます。

Q 3 : 委託内容 (1) ⑤その他, 地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組とは, どのような内容でしょうか。

A 3 : 各自治体等が地域の実態や課題に応じて, 地域の特色を効果的に活用して道徳教育の取組を行うものです。

例えば, 各都道府県等の道徳教育に関する課題を解決するために, 学校や地域を指定して道徳教育の効果的な取組に関する実践研究を行い, その成果を普及し, 地域の実態や課題を解決するなどの取組内容も考えられます。

Q 4 : 平成25年度までの「道徳教育総合支援事業」の事業内容にあった「民間会社等による道徳教育用教材の選定・購入・配布」については, 本事業内容には該当しないのでしょうか。

A 4 : 「民間会社等による道徳教育用教材の選定・購入・配布」をし, 教材を活用して地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組を行うのであれば, 委託内容 (1) ④その他, 地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組として事業内容とすることが可能です。

ただし, 事業として実施できるかどうかは, どの事業内容においても, 実施計画書による審査を経て採択される必要があります。

なお、「民間会社等による道徳教育用教材の選定・購入・配布」を行う場合には、教材選定の方法，購入が予定される教材名（出版社），配布対象，配布冊数，所有形態（備付け又は個人持ち），使用開始年度，活用計画の概要を【様式1】「実施計画書」の④の<取組の概要>に記載してください。

また、本事業内容は学習指導要領に基づくものであり、教材の選定に当たっては、学習指導要領に示す教材の具備すべき要件に留意してください。

Q5：委託内容（2）に示す「道徳教育パワーアップ研究協議会」は、「（1）の内容を行う都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，中核市教育委員会にあっては，（2）についても必ず併せて行うものとする。」とありますが，どのようなことを行うのでしょうか。

A5：

<内容について>

中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」を踏まえて、文部科学省では、できる限り速やかに学習指導要領の一部改訂を行うこととしています。本事業を受託する教育委員会において、「道徳教育パワーアップ研究協議会」を実施して、改訂学習指導要領の趣旨等を各都道府県，指定都市，中核市教育委員会（以下、各都道府県等という。）で共有するものです。

あわせて、地域の実情を踏まえつつ、改訂学習指導要領を踏まえた指導内容・方法等の改善に関する協議等を行っていただきたいと考えています。その際、委託内容（1）に示す取組の成果等についても紹介し、共有していただくことが望ましいと考えます。内容は、委託内容に基づいて各都道府県等で企画してください。

なお、申請に当たっては、委託内容（2）「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催のみでも申請可能です。

<規模や経費等について>

会の規模や参加対象，内容，経費の計上等については，各都道府県等の実情に応じて計画してください。参加対象としては、指導主事や教員等が考えられますが、学校法人，附属学校を置く国立大学法人の関係者についても、受託先の教育委員会の判断で、本研究協議会の参加対象として含めることも可能です。

参加者の旅費についても計上は可能ですが、会の内容と経費支出の妥当性を鑑みて審査を行います。

<名称について>

「道徳教育パワーアップ研究協議会」を各都道府県等で開催する際に、他に予定している会議と重ねて開催するなどにより、別の名称で会を行うことも可能です。

ただし、別名称で行う場合、その会が「道徳教育パワーアップ研究協議会」の趣旨の下、開催されていることを、何らかの形で参加者に伝えるようにしてください。

また、文部科学省に提出する書類においては、「道徳教育パワーアップ研究協議会」の名称で記載してください。

<成果の把握について>

研究協議会の実施に際しては、事業の成果を把握するため、参加者に【様式2】「完了報告書」に示す項目（参考1）の調査を行って報告するようにしてください。調査用紙（参考2）は、各教育委員会で適宜作成していただきますので、協議会の内容に合わせ、必要に応じてその他の項目を加えても構いません。

(参考1：【様式2】「完了報告書」より抜粋)

(2) 「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催 ※ 下記項目については、必ず記載。

調査項目	本協議会において周知がなされた改訂学習指導要領の趣旨等について理解できた			
回答項目	1. そう思う		2. どちらかといえばそう思う	
	3. どちらかといえばそう思わない		4. そう思わない	
調査対象	1. 教育委員会関係者 2. 学校の管理職 3. 道徳教育推進教師 4. 道徳教育推進教師以外の教諭等 5. その他 () ※該当を囲んでください。その他の場合は、()に記載。			
調査期日	月 日			
回答結果	回答1	%	回答2	%
割合	回答3	%	回答4	% (小数第一位まで)
結果の考察				

(参考2：調査用紙例)

「道徳教育パワーアップ研究協議会」アンケート
いずれかに○を付けてください。その他の場合は、()に記載してください。

◆ 職

1. 教育委員会関係者 2. 学校の管理職 3. 道徳教育推進教師
4. 道徳教育推進教師以外の教諭等 5. その他 ()

◆ 本協議会において周知がなされた改訂学習指導要領の趣旨等について理解できた

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

Q6：委託内容(2)に示す「道徳教育パワーアップ研究協議会」における文部科学省関係者の出張については、どのような扱いとするのでしょうか。

A6：本研究協議会は、改訂学習指導要領の趣旨等を各都道府県等の担当者等が各都道府県等で参加者に共有するものであり、文部科学省関係者(教科調査官等)を招くための経費は本事業では計上できません。

ただし、本事業費以外を充てて、文部科学省関係者(教科調査官等)を招くことを希望する場合は、各都道府県等において招聘を希望する文部科学省関係者(教科調査官等)と交渉の上、各都道府県等で経費負担を行ってください。

Q 7：委託要項 10. 事業の成果について「委託内容（1）の成果については、事業開始時及び終了時に委託内容に応じた調査（学校評価等と関連付けることや「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査における項目を参考とすること等も考えられる。）を実施し、客観的・定量的に把握するように努めること。」とありますが具体的にはどのように記載するのでしょうか。

A 7：委託内容（1）の成果について、【様式2】「完了報告書」【様式4】「成果報告書」の＜調査から見られる成果＞欄については、事業開始時及び終了時に委託内容に応じた調査を実施し、表の項目に基づいて、調査の内容や結果等が分かるように記載してください（参考3）。委託内容に応じた調査項目が複数ある場合は、表を増やしたり、別途一覧表にしたりするなどしてください。

また、調査の実施に当たっては、道徳性は、人格の全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことに留意してください。

そのため、本事業においては、児童生徒の道徳性に関して数値評価を行う質問紙調査の実施や予算計上は、想定されません。

なお、教材の作成又は購入、配布を行った団体にあつては、平成27年度末までに提出する【様式2】「完了報告書」の＜調査から見られる成果＞欄への記載を省略することは可能ですが、平成28年度末までには、実施した調査の結果等を記載した【様式4】「成果報告書」を提出するようにしてください。

（参考3：【様式2】「完了報告書」の委託内容（1）に関する成果等の記載例一部抜粋）

1 本事業の趣旨・目標

（趣旨）

「家庭・地域版道徳教育ハンドブック」を作成・配布して、家庭・地域とともに道徳教育を推進し、規範意識などの道徳性を児童生徒に育む。

（目標）

①県内小・中学校における道徳の時間の公開授業率の向上【目標：小・中学校とも100%】

②児童生徒の規範意識の向上

指標項目：学校のきまりを守っている【目標：肯定的回答群について第1回調査より向上】

2 本事業成果の検証方法（目標達成状況等把握のための方法）

①「道徳教育実施状況調査」（〇〇県調査）

実施時期：2月

調査対象：県内小・中学校

調査項目例：道徳の時間の公開授業の実施、道徳の時間の授業時数、道徳教育の全体計画の作成

②「道徳に関する児童生徒意識調査」（〇〇県道徳指定校調査）

実施時期：6月・翌年2月

調査対象：県の道徳指定校児童生徒（小学校10校・中学校5校）

調査項目例：学校のきまりを守っている、交通ルールを守っている、友達との約束を守っている

3 本事業の実施内容（略）

- ・別添「道徳に関する児童生徒意識調査」結果によると、規範意識以外の項目でも向上が見られる。本事業での取組が、規範意識のみならず道徳性の育成に寄与したことがうかがわれる。

<今後の課題>

- ・児童生徒意識調査は、抽出校のみの調査結果である。県内全体の児童生徒の状況を把握できるような方法を構築し、よりの確に実態を把握した取組を進めていけるようにしたい。
- ・「家庭・地域版道徳教育ハンドブック」の配布が11月であったため、道徳の授業公開の際に活用できなかった学校もある。今後は、「家庭・地域版道徳教育ハンドブック」を活用して道徳の授業公開の取組を充実させていくようにしたい。

Q 8 : 【様式4】「成果報告書」の提出については、どのように対応すればよいのでしょうか。

A 8 : 教材等の作成又は購入、配布を行った団体にあつては、事業完了の翌年度末までに、【様式4】「成果報告書」を文部科学省に提出してください。

この場合の教材とは、児童生徒用だけでなく、教員用、保護者・地域住民用も含め、本事業で作成又は購入、配布するものです。

再委託先で行った場合も同様ですので、都道府県でとりまとめて報告してください。

ただし、例えば指定校における研究として特定の学校が数冊教材を購入する場合など、取組内容の主眼が教材の作成又は購入、配布でない場合は、「成果報告書」の提出は必要ありません。

Q 9 : 公募要領 10, 11 及び 12 において、契約締結後でなければ事業に着手できないとのことですが、契約締結日はいつになるのでしょうか。

A 9 : 本事業においては、契約日の遡りは行いません。そのため、経費の執行は契約締結後となります。公募要領 10, 11 及び 12 において示したとおり、契約締結後に経費の執行を行うことを踏まえた実施計画書を作成してください。

採択結果の通知後、実施計画書等の内容の調整を行った後に、契約書の締結を行います。契約締結を速やかに行うため、申請の段階から、実施計画書の内容や記載方法、提出資料等に不備がないか、十分に確認の上、提出してください。書類の不備等により手続に遅れが生じた場合は、契約締結が遅れることとなります。事業計画書の作成に当たっては、この点についても考慮いただきますようお願いいたします。

Q10 : 経費の計上に当たって留意しなければならないことがありますか。

A10 : 経費の計上に当たっては、「経費項目の積算」の注意や「経費計上の留意事項等」に示したことに留意してください。これまでの事業で、計画書の修正が必要な事柄や問合せが多い事柄は以下のとおりです。「経費項目の積算」の注意や「経費計上の留意事項等」にも示していますので確認して計画書を作成してください。

(諸謝金)

- ・講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、その講演者を招へいすることについての必要性を実施計画書等に記載してください。
- ・受託先の謝金規定等がある場合は、提出してください。

(旅費)

- ・具体的用務ごとに「出発地～到着地」を記載してください。(例)〇〇市内～〇〇会館(〇〇市)
- ・教科調査官等の文部科学省の職員(国立教育政策研究所の職員を含む。)の派遣に係る旅費についての支出はできません。
- ・文部科学省が東京で開催する協議会の出席旅費として、1名又は2名分(東京～各都道府県等の任意の地点)を上記の積算内訳に計上してください。

(消耗品費)

- ・消耗品のみとし、備品等が計上されていないか確認してください(備品は取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものとしします。)。なお、備品に該当しない場合でも、事業の実施に真に必要なものについては計上できません。
- ・USBメモリ等の受託団体に通常備えてあるものや、児童生徒個人の飲食物等は原則として計上できません。
- ・計上するものについては、品名(単価、数量)を記載することとします。〇〇一式〇〇円では、単価や数量が分かりませんので、単価、数量を記載してください。

(印刷製本費、雑役務費)

- ・見積書等の提出が必要です。(再委託先の分も同様。)

(消費税相当額)

- ・各種別において経費を計上する際には、消費税(8%)も各種別に計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上します。

(再委託費)

- ・都道府県における再委託先は、市区町村教育委員会に限ります。民間業者等に事業内容の実施を委託することはできません。
- ・再委託費の内訳についても、上記区分に準じ経費ごとに提出すること。

Q11: 経費の執行に当たって留意しなければならないことがありますか。

A11: 経費の執行は、委託期間内に行い(本事業においては、契約日の遡りは行いません。そのため、事業の着手は及び経費の執行は契約締結後となります。)、事業の委託を受けた団体は、事業が完了した(契約解除を含む)日から30日を経過した日、又は委託契約末日のいずれか早い日までに【様式2】「完了報告書」、【様式3】「完了決算書」及び支出を証明する書類の写しを文部科学省に提出してください。

なお、教材等の作成又は購入，配布を行った団体にあつては，事業完了の翌年度末までに，【様式4】「成果報告書」を文部科学省に提出するものとしますが，そのことに係る経費を委託期間外に本事業経費で執行することはできません。

経費の執行に当たっては，事業スケジュールの目安（参考4）を参考にして，計画的に執行するようにしてください。

（参考4：事業スケジュールの目安）

	右以外の内容を行うスケジュール	道徳教育用教材の 作成又は購入，配布に係るスケジュール
1月		公募
1～2月	【様式1】「実施計画書」の提出	選考・採択
4月以降	契約案件の調整・随時契約	
2月	◆調査実施 (事業の実施)	(事業の実施)
3月	◆調査実施	
	【様式2】「完了報告書」、	【様式3】「完了決算書」の提出
		※【様式2】「完了報告書」の <調査から見られる成果>欄の記載の省略は可
翌年度		◆調査実施 ※調査は，変容把握に適した時期に実施 (教材の活用)
2月		◆調査実施
3月		【様式4】「成果報告書」の提出

Q12：事業の完了報告及び経費の決算に当たっては，どのような書類等の提出が必要ですか。また，その際、留意しなければならないことがありますか。

A12：事業の完了報告にあたって提出が必要な書類は下記のとおりです。

- ・【様式2】「完了報告書」
- ・【様式3】「完了決算書」
- ・【様式4】「成果報告書」
(教材の作成又は購入，配布を行った団体は，事業完了の翌年度末までに提出)
- ・支出を証明する書類の写し（領収書等）
- ・当該事業の実施により作成した研究紀要や地域版道徳教育用教材などの成果物
(該当するものがある場合のみ参考として各1冊送付)

再委託を行っている受託団体においては，再委託先の経費について，【様式3】「完了決算書」の様式に準じて完了決算書（決算費目別内訳を含む）を作成し，あわせて提出してください。なお，再委託先における支出を証明する書類の写しも提出が必要です。

これらに基づいて，文部科学省では，至急，額の確定を行い，受託先に支払をする手続をします。額の確定に当たっては，年度をまたぐため，事業担当者間で引継ぎを十分に行うなど必要な配慮を行い，再委託先のものを含めて記載内容や金額について間違いのないよう適正な報告をしてください。